

第7章 給食施設に対する支援

1 平常時における給食施設への支援

(1) 給食施設支援体制の整備

ア 災害時の食料体制の把握

「鹿児島市地域防災計画」における災害時の食生活支援を把握するとともに、備蓄状況等の食料供給体制等についても把握する。

イ 給食施設の被災状況等の把握システムの整備

給食施設の被災状況を迅速に把握するため、「給食施設被災状況報告書」などで把握するシステムを整備し、給食施設から保健所（保健予防課）に報告する仕組み等について研修会などで説明、周知する。

ウ 給食施設連絡台帳の整備

「特定給食施設設置届」や「栄養管理報告書」等で把握し、毎年台帳データの更新を行い、整理しておく。

また、災害時の通信手段の寸断に備え、定期的に紙台帳を更新し印刷して併用する二重管理体制とする。紙台帳の更新は5月に1回行う。

エ 災害時のための情報収集

平常時から特殊食品の入手先を把握するとともに、定期的に管内給食施設の災害対応の状況を調査・把握し、情報収集を行う。

(2) 給食施設への指導・助言

ア 給食施設の災害時体制整備の促進

給食施設巡回実地指導等の機会を通して、災害時対応マニュアルの整備状況を確認し、必要な指導や助言を行う。マニュアルを整備していない施設については、「給食施設の災害時対応マニュアル作成のためのガイドライン」(鹿児島市)を参考に整備するよう助言する。

また委託業者の場合、災害時の契約内容等を具体的に確認する等、施設内で食材供給対応困難な場合の給食提供体制を明確にし、マニュアルに記載しておくよう助言する。

イ 適切な食料等の備蓄

概ね3日分の備蓄食料品や熱源備蓄品の整備について指導や助言を行う。給食施設巡回実地指導等の機会には、備蓄の現場確認等を行い、保管方法や備蓄場所が適切であるか確認する。また、利用者（入所者）のみならず避難者・施設職員等に対する備蓄も勧奨する。

ウ 地域連携体制の整備

管内の給食施設や給食研究会・栄養士会等との連携を密にし、地域連携体制の整備を行う。災害時の給食施設は原則として給食提供を継続して行うため、管内給食施設を対象とした災害時対応研修会や情報交換会等を開催する等、給食施設の相互連携と栄養士等のネットワークづくりを支援する。

エ その他

給食施設は、被災者への炊出し等食事提供の施設として期待される側面もあるため、必要に応じて防災関係担当課、食糧供給関係課等と円滑に連携できるよう調整を行う。

2 災害時における給食施設への支援

災害時には、病院や高齢者施設のように入所者に継続して食事提供を行う施設と、学校や保育所のように施設自体が休校、休園により給食が休止になる施設や、一般被災住民の受け入れや避難所に指定され、炊き出し等の対応が求められる施設もある。いずれにしても早期に施設の状況を把握し、必要な支援を行う。

(1) 管内給食施設の被災状況確認

被災した地域にある給食施設を確認し、施設から提出のあった「給食施設被災状況把握シート」あるいは、所内の関係課との連携等から1日3食提供施設（病院、高齢者福祉施設等）を優先して管内給食施設の被災状況を確認・整理し、必要な支援方法等を検討する。

被災状況の確認ができない施設については、給食施設被災状況把握シートの内容を電話で聞き取り確認する。電話確認が取れない施設については、現地確認を行う。

医療機関の破損及び復旧等の被害状況の収集については、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）でも確認できる。

※ 「給食施設被災状況把握シート」は特定給食施設（1回100食以上又は1日250食以上）とその他の給食施設（1回50食以上又は1日100食以上）が保健所（保健予防課）に報告する。

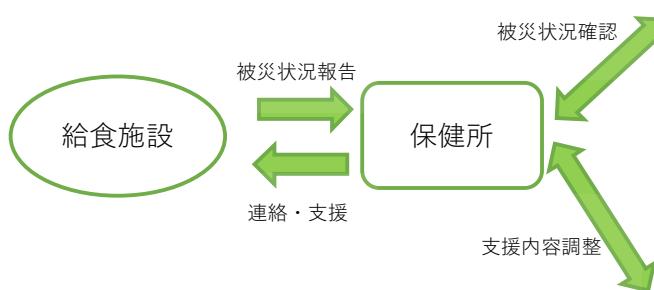
(2) 給食提供困難施設への支援等

継続的な食事が困難となり、被災した施設から支援の要請があった場合は、連絡体系図の関係課へ情報共有を行い、状況に応じた支援内容を確認し被災した施設へ連絡とともに、必要な助言を行う。

ライフラインや厨房設備に被害があった施設に対しては、食中毒防止対策のため、食事提供時の衛生管理や食事内容、および給食再開に向けた助言指導を、食品衛生監視員等関係職種と連携して計画的に行う。

非常時対応の給食提供が主となると、炭水化物が中心でたんぱく質、野菜類の不足等がみられる場合があるため、喫食者の健康や栄養課題等を把握し、それに対応できる食事計画となるよう助言する。

連絡体系図

**【関係課】**

長寿あんしん課 長寿施設係：高齢者福祉施設等
TEL:216-1147（内 2708-9）
障害福祉課 ゆうあい係：社会福祉施設等
TEL:216-1272（内 2665-6,98）
保育幼稚園課 企画係：保育所・認定こども園等
TEL:216-1223（内 2684-7）
生活衛生課 医務薬務係：医療機関
TEL:803-6881（内 2832-4）

【災害対策本部】

危機管理課 TEL:216-1213（内2542-4、2505）
地域福祉課 TEL:216-1244（内 2742-4）

(3) 炊き出し給食施設へ支援

給食施設で一般被災住民に炊き出しを実施している場合は、必要に応じて炊き出しの栄養管理についても助言を行う。

3 復旧・復興期の給食施設への支援

給食施設の復旧・復興に必要な支援を継続的に行うとともに、災害時の対応状況を検証し、評価を行い、地域の災害対策体制を再構築する。

(1) 管内給食施設の復旧状況把握（被災1～2ヶ月後の給食実施状況の把握）

被災給食施設が正常化する1～2ヶ月位を目安に、支援を行った給食施設を中心に給食施設の復旧状況等災害に関する状況把握を行う。把握した情報は必要に応じ、災害対策本部や関係課と情報共有を行う。

(2) 災害時対策の評価と検証

今後の災害時対応を検証するため、給食施設の被災状況や対応状況、また、関係機関が行った支援状況をまとめ、保健所（保健予防課）や関係機関との支援体制について検討し、マニュアルや体制の見直しを行う。

フェーズ0（概ね災害発生後24時間以内）初動体制の確立期

被災した地域にある給食施設の被害状況及び支援要請内容の確認については、1日3食提供する施設（病院、高齢者福祉施設など）を優先し、給食施設から提出された「給食施設被災状況把握シート」や所内の関係課との連携、電話での聞き取りにより行う。

※「給食施設被災状況把握シート」は特定給食施設（1回100食以上又は1日250食以上）とその他の給食施設（1回50食以上又は1日100食以上）が保健所（保健予防課）に報告する。

1 1日3食提供する施設（病院・高齢者福祉施設等）

被害状況や一般被災住民の受け入れ等により、市災害対策本部に食料、水等の支援要請やライフライン復旧情報の提供等を求める場合がある。支援が必要な給食施設は市災害対策本部に直接支援要請する場合も考えられるが、保健所（保健予防課）は給食施設被災状況把握シート等より把握し、支援要請等を行うので迅速に対応する。

2 1日1～2食提供する特定給食施設・その他の給食施設

1日3食提供する施設を優先するが、給食施設被災状況把握シート等より把握し、市災害対策本部に支援要請等を行う。

3 1・2以外の給食施設

施設から支援要請等があった場合は、助言や支援を行う。

フェーズ1（概ね災害発生後72時間以内）緊急対策期

フェーズ0に引き続き、1日3食提供する施設の被災状況や支援要請等を把握する。

なお、保健所（保健予防課）の栄養指導員だけで対応が困難な場合は、栄養指導員の派遣を依頼する。

1 1日3食提供する施設（病院・高齢者福祉施設等）

フェーズ0に引き続き、病院、高齢者福祉施設などの支援要請等に対応する。

2 1日1～2食提供する特定給食施設・その他の給食施設

1日3食提供する施設を優先するが、フェーズ0に引き続き、支援要請等に対応する。

3 1・2以外の給食施設

フェーズ0に引き続き、施設から支援要請等があった場合は、助言や支援を行う。

フェーズ2（概ね4日から2週間まで）応急対策期

被災給食施設が通常給食の再開に向けて準備を始める時期である。一方被災状況や一般被災住民の受け入れ等により、引き続き、支援が必要な施設も想定される。

被災施設の給食復旧状況等を把握し、通常給食に向けての準備について助言とともに、今後の支援の要否について確認を行う。

1 1日3食提供する施設（病院・高齢者福祉施設等）

この時期になると施設からの緊急的な支援は少なくなるが、施設の備蓄品等が底をつく時期もあるので、引き続き支援要請等に対応する。

2 1日1～2食提供する特定給食施設・その他の給食施設

1日3食提供する施設を優先するが、引き続き支援要請等に対応する。

3 1・2以外の給食施設

引き続き、助言や支援を行う。

フェーズ3（概ね2週間以降）復旧・復興期

概ね通常給食の再開に向けた準備が始まり、同時に給食施設を利用した炊き出しは終了する。被災給食施設が平常化する1か月後位を目処に、支援を行った施設を中心に給食復旧状況の把握を行う。把握した情報は保健所（保健予防課）へ報告し、必要に応じて支援を行う。